

頁	修正後					頁	現 行					備考	
1 章 第 2 235 頁	■ 災害応急対策の主な流れ					1 章 第 2 235 頁	■ 災害応急対策の主な流れ						
(発災直後) 初動対策		時間経過	震度等の状況	市	自治会 自主防災会、事業者	市民、従業員	(発災直後) 初動対策		時間経過	震度等の状況	市	自治会 自主防災会、事業者	市民、従業員
		○震度 5 弱 又は 5 強の地震が発生したとき。 (自動配備) ※中規模被害発生	■ 第 2 号配備態勢・ 災害対策本部設置 ○ <u>高齢者等避難</u> 対応 ○要援護者支援 ○指定避難所開設 ○食料、物資の供給 ○施設の応急対策、被害箇所への対応	■ 自治会、自主防災会災害対策本部設置 ○地域住民に <u>高齢者等避難</u> の伝達 ○一時公民館等避難所の開設 ○地域内の要援護者の避難誘導	○家族、近所の要援護者の避難誘導	○震度 5 弱 又は 5 強の地震が発生したとき。 (自動配備) ※中規模被害発生			■ 第 2 号配備態勢・ 災害対策本部設置 ○ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 対応 ○要援護者支援 ○指定避難所開設 ○食料、物資の供給 ○施設の応急対策、被害箇所への対応	■ 自治会、自主防災会災害対策本部設置 ○地域住民に <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の伝達 ○一時公民館等避難所の開設 ○地域内の要援護者の避難誘導	○家族、近所の要援護者の避難誘導		
(発災直後) 初動対策		○震度 6 弱以上の地震が発生したとき。(自動配備) ※甚大被害発生	■ 第 3 号配備態勢 ○ <u>避難指示</u> ○自衛隊派遣要請	○地域住民に <u>避難指示</u> の伝達 ○地域住民の避難誘導 ○地区公民館避難所の運営	○避難	○震度 6 弱以上の地震が発生したとき。(自動配備) ※甚大被害発生	■ 第 3 号配備態勢 ○ <u>避難勧告・避難指示(緊急)</u> ○自衛隊派遣要請	○地域住民に <u>避難勧告・指示</u> の伝達 ○地域住民の避難誘導 ○地区公民館避難所の運営	○避難				

頁	修正後	頁	現 行	備考
2章 1節 第2 1 241頁	第2 災害対策本部 1 災害対策本部の設置基準 (1)～(2) (略) <u>(3) 南海トラフ地震臨時情報が発表され、総合的な応急対策が必要であるとき。</u> <u>(4) その他二次災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて、特にその対策又は防災対策の推進を図る必要があるとき。</u> 2 災害対策本部の組織 (1)～(3) (略) (4) 本部員は技監、都市経営部長、 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>健幸都市推進担当理事</u> 、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代) <u>_____</u> 、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。 3 災害対策本部の設置場所 市役所 <u>3階「大会議室」</u> とする。	2章 1節 第2 1 241頁	第2 災害対策本部 1 災害対策本部の設置基準 (1)～(2) (略) (新設) (3) その他二次災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて、特にその対策又は防災対策の推進を図る必要があるとき。 2 災害対策本部の組織 (1)～(3) (略) (4) 本部員は技監、都市経営部長、 <u>新庁舎建設担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長 <u>_____</u> 、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)、 <u>北播磨清掃事務組合事務局長</u> 、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。 3 災害対策本部の設置場所 市役所 <u>2階「第1会議室」及び「応接室」</u> とする。	

頁	修正後	頁	備考																								
2章 1節 第3 243頁	<p>第3 現地本部</p> <p>■災害対策本部組織図</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害対策本部会議</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>技監、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長</td> </tr> <tr> <td>参 与</td> <td>北はりま消防本部消防長（代） (削る) 西脇多可行政事務組合事務局長</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>くらし安心部</td> </tr> </table>	災害対策本部会議		本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部長	技監、都市経営部長、 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>健幸都市推進担当理事</u> 、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長	参 与	北はりま消防本部消防長（代） (削る) 西脇多可行政事務組合事務局長	事務局	くらし安心部	<p>第3 現地本部</p> <p>■災害対策本部組織図</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害対策本部会議</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>技監、都市経営部長、<u>新庁舎建設担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長 _____、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長</td> </tr> <tr> <td>参 与</td> <td>北はりま消防本部消防長（代） <u>北播磨清掃事務組合事務局長</u> 西脇多可行政事務組合事務局長</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>くらし安心部</td> </tr> </table>	災害対策本部会議		本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部長	技監、都市経営部長、 <u>新庁舎建設担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長 _____、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長	参 与	北はりま消防本部消防長（代） <u>北播磨清掃事務組合事務局長</u> 西脇多可行政事務組合事務局長	事務局	くらし安心部	
災害対策本部会議																											
本部長	市長																										
副本部長	副市長、教育長																										
本部長	技監、都市経営部長、 <u>庁舎等総合調整担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、 <u>健幸都市推進担当理事</u> 、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長																										
参 与	北はりま消防本部消防長（代） (削る) 西脇多可行政事務組合事務局長																										
事務局	くらし安心部																										
災害対策本部会議																											
本部長	市長																										
副本部長	副市長、教育長																										
本部長	技監、都市経営部長、 <u>新庁舎建設担当理事</u> 、総務部長、福祉部長、くらし安心部長 _____、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長																										
参 与	北はりま消防本部消防長（代） <u>北播磨清掃事務組合事務局長</u> 西脇多可行政事務組合事務局長																										
事務局	くらし安心部																										
2章 1節 第3 244頁	<p>■災害対策本部の事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>担当部課</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部</td> <td>災害対策本部 (本部長)</td> <td>本部員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置及び廃止 ・災害対策活動の総括 ・配備態勢の決定 ・<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>の発令 ・現地災害対策本部の設置及び廃止の決定 ・その他各班の災害対策活動における重要事項の決定 ・災害対策に関する県との調整（技監） </td> </tr> </tbody> </table>	部	班名	担当部課	事務分掌	本部	災害対策本部 (本部長)	本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置及び廃止 ・災害対策活動の総括 ・配備態勢の決定 ・<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>の発令 ・現地災害対策本部の設置及び廃止の決定 ・その他各班の災害対策活動における重要事項の決定 ・災害対策に関する県との調整（技監） 	<p>■災害対策本部の事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>担当部課</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部</td> <td>災害対策本部 (本部長)</td> <td>本部員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置及び廃止 ・災害対策活動の総括 ・配備態勢の決定 ・<u>避難準備情報、避難勧告・指示、災害発生情報</u>の発令 ・現地災害対策本部の設置及び廃止の決定 ・その他各班の災害対策活動における重要事項の決定 ・災害対策に関する県との調整（技監） </td> </tr> </tbody> </table>	部	班名	担当部課	事務分掌	本部	災害対策本部 (本部長)	本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置及び廃止 ・災害対策活動の総括 ・配備態勢の決定 ・<u>避難準備情報、避難勧告・指示、災害発生情報</u>の発令 ・現地災害対策本部の設置及び廃止の決定 ・その他各班の災害対策活動における重要事項の決定 ・災害対策に関する県との調整（技監） 									
部	班名	担当部課	事務分掌																								
本部	災害対策本部 (本部長)	本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置及び廃止 ・災害対策活動の総括 ・配備態勢の決定 ・<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>の発令 ・現地災害対策本部の設置及び廃止の決定 ・その他各班の災害対策活動における重要事項の決定 ・災害対策に関する県との調整（技監） 																								
部	班名	担当部課	事務分掌																								
本部	災害対策本部 (本部長)	本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置及び廃止 ・災害対策活動の総括 ・配備態勢の決定 ・<u>避難準備情報、避難勧告・指示、災害発生情報</u>の発令 ・現地災害対策本部の設置及び廃止の決定 ・その他各班の災害対策活動における重要事項の決定 ・災害対策に関する県との調整（技監） 																								

頁	修正後				頁	現 行				備考
2章 1節 第3 244頁	本部 事務 局	部 情報共有処理班 (防災安全課長)	担当部課 防災安全課 戸籍住民課 健康課	事務分掌 ・収集した情報に対する対応の検討 ・対応する部・班の決定・連絡 ・消防団の調整 ・県への報告・調整 (フェニックス防災システムの入力含む。) ・消防本部・警察・自衛隊との連絡調整 ・ライフライン関係機関との連絡調整 (関西電力・ <u>関西電力送配電</u> ・NTT・ガス・JR) ・被害情報・重要決定事項の記録・整理 ・被害情報・重要決定事項の庁内周知 ・本部会議資料・広報資料の作成 ・被害報告書の作成 ・県、国及び議会等に対する要望 ・自衛隊の派遣要請 ・応援協定に基づく応援要請	2章 1節 第3 244頁	本部 事務 局	部 情報共有処理班 (防災安全課長)	担当部課 防災安全課 戸籍住民課 健康課	事務分掌 ・収集した情報に対する対応の検討 ・対応する部・班の決定・連絡 ・消防団の調整 ・県への報告・調整 (フェニックス防災システムの入力含む。) ・消防本部・警察・自衛隊との連絡調整 ・ライフライン関係機関との連絡調整 (関西電力 _____ ・NTT・ガス・JR) ・被害情報・重要決定事項の記録・整理 ・被害情報・重要決定事項の庁内周知 ・本部会議資料・広報資料の作成 ・被害報告書の作成 ・県、国及び議会等に対する要望 ・自衛隊の派遣要請 ・応援協定に基づく応援要請	

頁	修正後	頁	備考																														
2章 1節 第3 248頁	<p>○西脇多可行政事務組合</p> <table border="1" data-bbox="183 268 1075 545"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>担当部課</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応援班</td> <td>総務課 農業共済課 認定審査課 ※派遣職員除く</td> <td>西脇市各班の応援</td> </tr> <tr> <td><u>清掃班</u></td> <td><u>業務課</u></td> <td>・避難所のごみ収集 ・廃棄物の撤去及び処理</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削る)</p> <table border="1" data-bbox="183 593 1075 721"> <tbody> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	班名	担当部課	事務分掌	応援班	総務課 農業共済課 認定審査課 ※派遣職員除く	西脇市各班の応援	<u>清掃班</u>	<u>業務課</u>	・避難所のごみ収集 ・廃棄物の撤去及び処理	(削る)			(削る)			<p>○西脇多可行政事務組合</p> <table border="1" data-bbox="1205 268 2101 545"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>担当部課</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応援班</td> <td>総務課 農業共済課 認定審査課 ※派遣職員除く</td> <td>西脇市各班の応援</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○北播磨清掃事務組合</p> <table border="1" data-bbox="1205 593 2101 721"> <thead> <tr> <th><u>班名</u></th> <th><u>担当部課</u></th> <th><u>事務分掌</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>清掃班</u></td> <td><u>業務課</u></td> <td>・避難所のごみ収集 ・廃棄物の撤去及び処理</td> </tr> </tbody> </table>	班名	担当部課	事務分掌	応援班	総務課 農業共済課 認定審査課 ※派遣職員除く	西脇市各班の応援	(新設)			<u>班名</u>	<u>担当部課</u>	<u>事務分掌</u>	<u>清掃班</u>	<u>業務課</u>	・避難所のごみ収集 ・廃棄物の撤去及び処理	
班名	担当部課	事務分掌																															
応援班	総務課 農業共済課 認定審査課 ※派遣職員除く	西脇市各班の応援																															
<u>清掃班</u>	<u>業務課</u>	・避難所のごみ収集 ・廃棄物の撤去及び処理																															
(削る)																																	
(削る)																																	
班名	担当部課	事務分掌																															
応援班	総務課 農業共済課 認定審査課 ※派遣職員除く	西脇市各班の応援																															
(新設)																																	
<u>班名</u>	<u>担当部課</u>	<u>事務分掌</u>																															
<u>清掃班</u>	<u>業務課</u>	・避難所のごみ収集 ・廃棄物の撤去及び処理																															
2章 2節 第1 1 251頁	<p>第2節 配備、動員</p> <p>第1 非常配備態勢</p> <p>1 態勢区分</p> <table border="1" data-bbox="197 874 1070 1361"> <thead> <tr> <th>態勢区分</th> <th>配備時期</th> <th>態勢の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備態勢</td> <td>(1) 震度4の地震が発生したとき。(自動配備) (2) 市域周辺で継続して地震が多発し、市民の間で不安が生じ、災害対応に備えるため必要があると認められるとき。 <u>(3) 南海トラフ地震臨時情報が発表され、総合的な応急対策が必要であるとき。</u> <u>(4) その他、防災対策の推進を図るため、本部長が特に必要と認めるとき。</u></td> <td>各部あらかじめ定められた職員で、主として情報収集・警戒に当たり、事態の推移によっては、小規模な活動ができる態勢 〔その他、自宅待機〕</td> </tr> </tbody> </table>	態勢区分	配備時期	態勢の内容	第1号配備態勢	(1) 震度4の地震が発生したとき。(自動配備) (2) 市域周辺で継続して地震が多発し、市民の間で不安が生じ、災害対応に備えるため必要があると認められるとき。 <u>(3) 南海トラフ地震臨時情報が発表され、総合的な応急対策が必要であるとき。</u> <u>(4) その他、防災対策の推進を図るため、本部長が特に必要と認めるとき。</u>	各部あらかじめ定められた職員で、主として情報収集・警戒に当たり、事態の推移によっては、小規模な活動ができる態勢 〔その他、自宅待機〕	<p>2章 2節 第1 1 251頁</p> <p>第2節 配備、動員</p> <p>第1 非常配備態勢</p> <p>1 態勢区分</p> <table border="1" data-bbox="1227 874 2101 1361"> <thead> <tr> <th>態勢区分</th> <th>配備時期</th> <th>態勢の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備態勢</td> <td>(1) 震度4の地震が発生したとき。(自動配備) (2) 市域周辺で継続して地震が多発し、市民の間で不安が生じ、災害対応に備えるため必要があると認められるとき。 (新設) <u>(3) その他、防災対策の推進を図るため、本部長が特に必要と認めるとき。</u></td> <td>各部あらかじめ定められた職員で、主として情報収集・警戒に当たり、事態の推移によっては、小規模な活動ができる態勢 〔その他、自宅待機〕</td> </tr> </tbody> </table>	態勢区分	配備時期	態勢の内容	第1号配備態勢	(1) 震度4の地震が発生したとき。(自動配備) (2) 市域周辺で継続して地震が多発し、市民の間で不安が生じ、災害対応に備えるため必要があると認められるとき。 (新設) <u>(3) その他、防災対策の推進を図るため、本部長が特に必要と認めるとき。</u>	各部あらかじめ定められた職員で、主として情報収集・警戒に当たり、事態の推移によっては、小規模な活動ができる態勢 〔その他、自宅待機〕																			
態勢区分	配備時期	態勢の内容																															
第1号配備態勢	(1) 震度4の地震が発生したとき。(自動配備) (2) 市域周辺で継続して地震が多発し、市民の間で不安が生じ、災害対応に備えるため必要があると認められるとき。 <u>(3) 南海トラフ地震臨時情報が発表され、総合的な応急対策が必要であるとき。</u> <u>(4) その他、防災対策の推進を図るため、本部長が特に必要と認めるとき。</u>	各部あらかじめ定められた職員で、主として情報収集・警戒に当たり、事態の推移によっては、小規模な活動ができる態勢 〔その他、自宅待機〕																															
態勢区分	配備時期	態勢の内容																															
第1号配備態勢	(1) 震度4の地震が発生したとき。(自動配備) (2) 市域周辺で継続して地震が多発し、市民の間で不安が生じ、災害対応に備えるため必要があると認められるとき。 (新設) <u>(3) その他、防災対策の推進を図るため、本部長が特に必要と認めるとき。</u>	各部あらかじめ定められた職員で、主として情報収集・警戒に当たり、事態の推移によっては、小規模な活動ができる態勢 〔その他、自宅待機〕																															

頁	修正後	頁	現 行	備考																																										
2章 2節 第1 4 253頁 2章 3節 第1 1 256頁	第2節 配備、動員 第1 非常配備態勢 4 非常配備態勢下の活動 (1)～(2) (略) (3) 第2号・第3号配備態勢下の活動 ① 本部長は、災害対策本部員会議を招集する。本部員会議は特別の指示がない限り、市役所 <u>大会議室</u> で開催する。 第3節 情報の収集・伝達及び報告 第1 通信の確保 1 通信機能の確保	2章 2節 第1 4 253頁 2章 3節 第1 1 256頁	第2節 配備、動員 第1 非常配備態勢 4 非常配備態勢下の活動 (1)～(2) (略) (3) 第2号・第3号配備態勢下の活動 ① 本部長は、災害対策本部員会議を招集する。本部員会議は特別の指示がない限り、市役所 <u>応接室</u> で開催する。 第3節 情報の収集・伝達及び報告 第1 通信の確保 1 通信機能の確保																																											
	<table border="1" data-bbox="181 683 1088 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 683 248 735"></th> <th data-bbox="248 683 607 735">主な手段</th> <th data-bbox="607 683 1088 735">主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 735 248 847">通信系</td> <td data-bbox="248 735 607 847"> 防災行政無線 (統制台・移動局23基) </td> <td data-bbox="607 735 1088 847"> <u>本部 (本部事務局) 統制台～移動局</u> <u>本部 (本部事務局、活動班本部) 用</u> <u>移動局～移動局</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="248 847 607 906">(削る)</td> <td data-bbox="607 847 1088 906"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="248 906 607 983">消防無線</td> <td data-bbox="607 906 1088 983">消防本部～消防団～本部 (本部事務局)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="248 983 607 1042">携帯電話</td> <td data-bbox="607 983 1088 1042">本部 (各部) ～現場職員等</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="248 1042 607 1101">(削る)</td> <td data-bbox="607 1042 1088 1101"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="248 1101 607 1182">警察専用電話施設</td> <td data-bbox="607 1101 1088 1182">西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部</td> </tr> </tbody> </table>		主な手段	主な通信区間	通信系	防災行政無線 (統制台・移動局23基)	<u>本部 (本部事務局) 統制台～移動局</u> <u>本部 (本部事務局、活動班本部) 用</u> <u>移動局～移動局</u>		(削る)			消防無線	消防本部～消防団～本部 (本部事務局)		携帯電話	本部 (各部) ～現場職員等		(削る)			警察専用電話施設	西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部		<table border="1" data-bbox="1200 683 2112 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="1200 683 1267 735"></th> <th data-bbox="1267 683 1626 735">主な手段</th> <th data-bbox="1626 683 2112 735">主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1200 735 1267 847">通信系</td> <td data-bbox="1267 735 1626 847"> 防災行政無線 (移動局・固定局) </td> <td data-bbox="1626 735 2112 847"> <u>本部 (各部) ～移動局 (21基)</u> <u>本部 (本部事務局) ～固定局 (6局)</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1267 847 1626 906"><u>水道無線</u></td> <td data-bbox="1626 847 2112 906"><u>本部 (建設水道部) ～現場職員等</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1267 906 1626 983">消防無線</td> <td data-bbox="1626 906 2112 983">消防本部～消防団～本部 (本部事務局)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1267 983 1626 1042">携帯電話</td> <td data-bbox="1626 983 2112 1042">本部 (各部) ～現場職員等</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1267 1042 1626 1101"><u>自動車電話</u></td> <td data-bbox="1626 1042 2112 1101"><u>本部 (総務部) ～市長車</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1267 1101 1626 1182">警察専用電話施設</td> <td data-bbox="1626 1101 2112 1182">西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部</td> </tr> </tbody> </table>		主な手段	主な通信区間	通信系	防災行政無線 (移動局・固定局)	<u>本部 (各部) ～移動局 (21基)</u> <u>本部 (本部事務局) ～固定局 (6局)</u>		<u>水道無線</u>	<u>本部 (建設水道部) ～現場職員等</u>		消防無線	消防本部～消防団～本部 (本部事務局)		携帯電話	本部 (各部) ～現場職員等		<u>自動車電話</u>	<u>本部 (総務部) ～市長車</u>		警察専用電話施設	西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部	
	主な手段	主な通信区間																																												
通信系	防災行政無線 (統制台・移動局23基)	<u>本部 (本部事務局) 統制台～移動局</u> <u>本部 (本部事務局、活動班本部) 用</u> <u>移動局～移動局</u>																																												
	(削る)																																													
	消防無線	消防本部～消防団～本部 (本部事務局)																																												
	携帯電話	本部 (各部) ～現場職員等																																												
	(削る)																																													
	警察専用電話施設	西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部																																												
	主な手段	主な通信区間																																												
通信系	防災行政無線 (移動局・固定局)	<u>本部 (各部) ～移動局 (21基)</u> <u>本部 (本部事務局) ～固定局 (6局)</u>																																												
	<u>水道無線</u>	<u>本部 (建設水道部) ～現場職員等</u>																																												
	消防無線	消防本部～消防団～本部 (本部事務局)																																												
	携帯電話	本部 (各部) ～現場職員等																																												
	<u>自動車電話</u>	<u>本部 (総務部) ～市長車</u>																																												
	警察専用電話施設	西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部																																												

頁	修正後	頁	現 行	備考												
2章 3節 第2 1 258頁	<p>第3節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>第2 地震情報等の情報収集・伝達</p> <p>1 地震情報等の収集・伝達</p> <p>(1) 地震情報の発表</p> <p>■地震情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="192 421 1079 1126"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表</u></td> </tr> <tr> <td><u>長周期地震動に関する観測情報</u></td> <td><u>震度3以上の地震について、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）</u></td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内 容	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表</u>	<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	<u>震度3以上の地震について、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）</u>	2章 3節 第2 1 258頁	<p>第3節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>第2 地震情報等の情報収集・伝達</p> <p>1 地震情報等の収集・伝達</p> <p>(1) 地震情報の発表</p> <p>■地震情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="1218 421 2105 1126"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内 容	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表	(新設)	(新設)	
情報の種類	内 容															
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表</u>															
<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	<u>震度3以上の地震について、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）</u>															
情報の種類	内 容															
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表															
(新設)	(新設)															

頁	修正後	頁	現 行	備考
3章 3節 第1 1 282頁	<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策</p> <p>第1 交通確保対策</p> <p>1 被災情報及び交通情報の収集</p> <p>(1) 道路管理者及び警察署は、災害警戒段階から、緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。</p> <p>特に、<u>避難指示</u>等が発表された場合は、避難対象地区の道路の冠水状況等を確認し、市（本部事務局）に報告する。</p>	3章 3節 第1 1 282頁	<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策</p> <p>第1 交通確保対策</p> <p>1 被災情報及び交通情報の収集</p> <p>(1) 道路管理者及び警察署は、災害警戒段階から、緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。</p> <p>特に、<u>避難勧告</u>等が発表された場合は、避難対象地区の道路の冠水状況等を確認し、市（本部事務局）に報告する。</p>	
3章 3節 第3 1 285頁	<p>第3 ヘリコプターの運航</p> <p>1 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要請手続</p> <p>県消防防災ヘリコプター緊急運航の要請は、市長又は消防長 <u>又はそれらの者から委任された者が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、「消防防災ヘリコプター緊急運航要請書」を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出する。</u></p> <p><u>ただし、県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行うこととする。</u></p>	3章 3節 第3 1 285頁	<p>第3 ヘリコプターの運航</p> <p>1 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要請手続</p> <p>県消防防災ヘリコプター緊急運航の要請は、市長又は消防長 <u>が「消防防災ヘリコプター緊急運航要請書」により、ファクシミリ等で県防災監に要請するものとし、手続は神戸市消防局に対して行う。</u></p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
3章 4節 第1 1 289頁	<p>第4節 避難対策</p> <p>第1 <u>避難指示</u></p> <p>1 <u>避難指示</u></p>	<p>3章 4節 第1 1 289頁</p> <p>第4節 避難対策</p> <p>第1 <u>避難勧告、避難指示 (緊急)</u></p> <p>1 <u>避難勧告・避難指示 (緊急)</u></p>		

頁	修正後	頁	現 行	備考											
3章 4節 第1 1 290頁	<p>避難指示の発令権限と要件は、次のとおりである。</p> <p>■避難指示の発令権者及び要件</p> <table border="1" data-bbox="190 308 1079 815"> <thead> <tr> <th data-bbox="190 308 327 347">発令権者</th> <th data-bbox="327 308 909 347">実施の要件・内容</th> <th data-bbox="909 308 1079 347">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="190 347 327 815">市長</td> <td data-bbox="327 347 909 815"> <p>災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。</p> <p>※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。</p> <p>※避難のための立退きを指示し、又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告しなければならない。</p> <p>※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示しなければならない</p> </td> <td data-bbox="909 347 1079 815">災害対策基本法第60条</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者	実施の要件・内容	根拠法令	市長	<p>災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。</p> <p>※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。</p> <p>※避難のための立退きを指示し、又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告しなければならない。</p> <p>※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示しなければならない</p>	災害対策基本法第60条	<p>避難勧告・避難指示（緊急）の発令権限と要件は、次のとおりである。</p> <p>■避難勧告・避難指示（緊急）の発令権者及び要件</p> <table border="1" data-bbox="1211 308 2101 815"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 308 1348 347">発令権者</th> <th data-bbox="1348 308 1930 347">実施の要件・内容</th> <th data-bbox="1930 308 2101 347">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 347 1348 815">市長</td> <td data-bbox="1348 347 1930 815"> <p>災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を勧告し、急を要するときは避難を指示できる。</p> <p>※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。</p> <p>※勧告、指示又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告しなければならない。</p> <p>※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示しなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1930 347 2101 815">災害対策基本法第60条</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者	実施の要件・内容	根拠法令	市長	<p>災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を勧告し、急を要するときは避難を指示できる。</p> <p>※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。</p> <p>※勧告、指示又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告しなければならない。</p> <p>※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示しなければならない。</p>	災害対策基本法第60条	
発令権者	実施の要件・内容	根拠法令													
市長	<p>災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。</p> <p>※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。</p> <p>※避難のための立退きを指示し、又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告しなければならない。</p> <p>※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示しなければならない</p>	災害対策基本法第60条													
発令権者	実施の要件・内容	根拠法令													
市長	<p>災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を勧告し、急を要するときは避難を指示できる。</p> <p>※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。</p> <p>※勧告、指示又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告しなければならない。</p> <p>※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示しなければならない。</p>	災害対策基本法第60条													
3章 4節 第1 2 290頁	<p>2 実施基準</p> <p>災害対策本部（本部員）は、次の実施基準に基づいて避難の指示等を行う。</p> <p>なお、高齢者等の災害時要援護者が利用する施設、住宅に近接する危険箇所から優先して伝達する。</p>	<p>3章 4節 第1 2 290頁</p> <p>2 実施基準</p> <p>災害対策本部（本部員）は、次の実施基準に基づいて避難の勧告・指示等を行う。</p> <p>なお、高齢者等の災害時要援護者が利用する施設、住宅に近接する危険箇所から優先して伝達する。</p>													

頁	修正後	頁	備考																												
3章 4節 第1 2 291頁	<p>■避難の実施基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>条件</th> <th>伝達内容</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難指示</u></td> <td> <p>当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>(火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)</p> <p><u>状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がいるとき。</u></p> <p><u>(火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)</u></p> </td> <td> ① <u> </u> 指示者 ② 対象地区 ③ 避難経路 ④ 避難場所 ⑤ 服装、携行品 ⑥ 避難行動時の注意事項 </td> <td> ① 防災行政無線 ② サイレン吹鳴 ③ にしわか防災ネットによるメール配信 ④ 区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤ 広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ ホームページ ⑦ 放送事業者への報道要請 ⑧ 戸別に口頭伝達(状況により) </td> </tr> <tr> <td><u>緊急安全確保</u></td> <td>可能な範囲で、災害が実際に発生していることを把握した場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	条件	伝達内容	伝達方法	<u>避難指示</u>	<p>当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>(火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)</p> <p><u>状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がいるとき。</u></p> <p><u>(火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)</u></p>	① <u> </u> 指示者 ② 対象地区 ③ 避難経路 ④ 避難場所 ⑤ 服装、携行品 ⑥ 避難行動時の注意事項	① 防災行政無線 ② サイレン吹鳴 ③ にしわか防災ネットによるメール配信 ④ 区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤ 広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ ホームページ ⑦ 放送事業者への報道要請 ⑧ 戸別に口頭伝達(状況により)	<u>緊急安全確保</u>	可能な範囲で、災害が実際に発生していることを把握した場合			<p>■避難の実施基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>条件</th> <th>伝達内容</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難勧告</u></td> <td> <p>当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>(火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)</p> </td> <td> ① <u>勧告</u>・指示者 ② 対象地区 ③ 避難経路 ④ 避難場所 ⑤ 服装、携行品 ⑥ 避難行動時の注意事項 </td> <td> ① 防災行政無線 ② サイレン吹鳴 ③ にしわか防災ネットによるメール配信 ④ 区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤ 広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ ホームページ ⑦ 放送事業者への報道要請 ⑧ 戸別に口頭伝達(状況により) </td> </tr> <tr> <td><u>避難指示(緊急)</u></td> <td> <p>状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がいるとき。</p> <p>(火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>災害発生情報</u></td> <td>可能な範囲で、災害が実際に発生していることを把握した場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	条件	伝達内容	伝達方法	<u>避難勧告</u>	<p>当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>(火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)</p>	① <u>勧告</u> ・指示者 ② 対象地区 ③ 避難経路 ④ 避難場所 ⑤ 服装、携行品 ⑥ 避難行動時の注意事項	① 防災行政無線 ② サイレン吹鳴 ③ にしわか防災ネットによるメール配信 ④ 区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤ 広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ ホームページ ⑦ 放送事業者への報道要請 ⑧ 戸別に口頭伝達(状況により)	<u>避難指示(緊急)</u>	<p>状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がいるとき。</p> <p>(火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)</p>			<u>災害発生情報</u>	可能な範囲で、災害が実際に発生していることを把握した場合			
種別	条件	伝達内容	伝達方法																												
<u>避難指示</u>	<p>当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>(火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)</p> <p><u>状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がいるとき。</u></p> <p><u>(火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)</u></p>	① <u> </u> 指示者 ② 対象地区 ③ 避難経路 ④ 避難場所 ⑤ 服装、携行品 ⑥ 避難行動時の注意事項	① 防災行政無線 ② サイレン吹鳴 ③ にしわか防災ネットによるメール配信 ④ 区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤ 広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ ホームページ ⑦ 放送事業者への報道要請 ⑧ 戸別に口頭伝達(状況により)																												
<u>緊急安全確保</u>	可能な範囲で、災害が実際に発生していることを把握した場合																														
種別	条件	伝達内容	伝達方法																												
<u>避難勧告</u>	<p>当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>(火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)</p>	① <u>勧告</u> ・指示者 ② 対象地区 ③ 避難経路 ④ 避難場所 ⑤ 服装、携行品 ⑥ 避難行動時の注意事項	① 防災行政無線 ② サイレン吹鳴 ③ にしわか防災ネットによるメール配信 ④ 区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤ 広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ ホームページ ⑦ 放送事業者への報道要請 ⑧ 戸別に口頭伝達(状況により)																												
<u>避難指示(緊急)</u>	<p>状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がいるとき。</p> <p>(火災の延焼拡大、危険物の漏出、土砂災害、宅地の被災、建物の倒壊)</p>																														
<u>災害発生情報</u>	可能な範囲で、災害が実際に発生していることを把握した場合																														
3章 4節 第1 3 291頁	<p>3 避難情報の伝達</p> <p>市(本部事務局)は、警報等の収集・伝達方法に準じて、警察署、消防団、消防本部、自治会、自主防災会等の協力を得て市民等への周知徹底を図る。</p> <p><u>避難指示</u>等を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。</p> <p>(1) <u>避難指示</u>等の発令者</p> <p>(2) <u>避難指示</u>等を発令した対象地区名</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>3 避難情報の伝達</p> <p>市(本部事務局)は、警報等の収集・伝達方法に準じて、警察署、消防団、消防本部、自治会、自主防災会等の協力を得て市民等への周知徹底を図る。</p> <p><u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>等を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。</p> <p>(1) <u>避難勧告・避難指示等(緊急)</u>の発令者</p> <p>(2) <u>避難勧告・避難指示等(緊急)</u>を発令した対象地区名</p> <p>(3)～(5) (略)</p>																													

頁	修正後			頁	現 行			備考																					
3章 4節 第1 3 291頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="190 272 338 320">種類</th> <th data-bbox="338 272 584 320">発令の意図</th> <th data-bbox="584 272 1077 320">市民等に求める避難行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="190 320 338 751"><u>避難指示</u> 【警戒レベル4】</td> <td data-bbox="338 320 584 751">災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。</td> <td data-bbox="584 320 1077 751">○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 751 338 1007"><u>緊急安全確保</u> 【警戒レベル5】</td> <td data-bbox="338 751 584 1007">災害が実際に発生していることを把握した場合に、命を守るための最善の行動を求める。</td> <td data-bbox="584 751 1077 1007">○命を守るための最善の行動をとる。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発令の意図	市民等に求める避難行動	<u>避難指示</u> 【警戒レベル4】	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。	<u>緊急安全確保</u> 【警戒レベル5】	災害が実際に発生していることを把握した場合に、命を守るための最善の行動を求める。	○命を守るための最善の行動をとる。			3章 4節 第1 3 291頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 272 1359 320">種類</th> <th data-bbox="1359 272 1606 320">発令の意図</th> <th data-bbox="1606 272 2098 320">市民等に求める避難行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 320 1359 528"><u>避難勧告</u> 【警戒レベル4】</td> <td data-bbox="1359 320 1606 528">災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。</td> <td data-bbox="1606 320 2098 528">○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 528 1359 751"><u>避難指示(緊急)</u> 【警戒レベル4】</td> <td data-bbox="1359 528 1606 751">災害により被害が発生する危険性が更に高まり、市民に避難の完了を求める。</td> <td data-bbox="1606 528 2098 751">○対象地区の市民は、直ちに避難を完了する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 751 1359 1007"><u>災害発生情報</u> 【警戒レベル5】</td> <td data-bbox="1359 751 1606 1007">災害が実際に発生していることを把握した場合に、命を守るための最善の行動を求める。</td> <td data-bbox="1606 751 2098 1007">○命を守るための最善の行動をとる。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発令の意図	市民等に求める避難行動	<u>避難勧告</u> 【警戒レベル4】	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。	<u>避難指示(緊急)</u> 【警戒レベル4】	災害により被害が発生する危険性が更に高まり、市民に避難の完了を求める。	○対象地区の市民は、直ちに避難を完了する。	<u>災害発生情報</u> 【警戒レベル5】	災害が実際に発生していることを把握した場合に、命を守るための最善の行動を求める。	○命を守るための最善の行動をとる。			
種類	発令の意図	市民等に求める避難行動																											
<u>避難指示</u> 【警戒レベル4】	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。																											
<u>緊急安全確保</u> 【警戒レベル5】	災害が実際に発生していることを把握した場合に、命を守るための最善の行動を求める。	○命を守るための最善の行動をとる。																											
種類	発令の意図	市民等に求める避難行動																											
<u>避難勧告</u> 【警戒レベル4】	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。																											
<u>避難指示(緊急)</u> 【警戒レベル4】	災害により被害が発生する危険性が更に高まり、市民に避難の完了を求める。	○対象地区の市民は、直ちに避難を完了する。																											
<u>災害発生情報</u> 【警戒レベル5】	災害が実際に発生していることを把握した場合に、命を守るための最善の行動を求める。	○命を守るための最善の行動をとる。																											
3章 4節 第2 3 292頁	<p>第2 避難の方法</p> <p>3 避難の誘導</p> <p>～</p> <p>なお、あらかじめ名簿や個別避難計画等により災害時要援護者を把握しておくとともに、自治会、自主防災会、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。</p> <p>また、状況によっては避難に自家用車を使用しないように指導する。</p>			3章 4節 第2 3 292頁	<p>第2 避難の方法</p> <p>3 避難の誘導</p> <p>～</p> <p>なお、あらかじめ名簿_____により災害時要援護者を把握しておくとともに、自治会、自主防災会、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。</p> <p>また、状況によっては避難に自家用車を使用しないように指導する。</p>																								

頁	修正後	頁	現 行	備考
3章 4節 第3 2 294頁	<p>第3 避難所の開設・運営</p> <p>2 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>① 市（福祉部、教育部、総務部、都市経営部）、自治会及び自主防災会は、市民が自主避難したとき、若しくは<u>避難指示</u>を発令したとき、又は市民が住家に被害を受け、居住場所を失ったとき、避難所を開設する。避難所のうち、補助避難所については、大規模な地震災害により、他の指定避難所の受入能力を超える場合又は超えると予測される場合に開設する。</p> <p>また、福祉部は福祉避難所の開設の調整を行う。</p> <p>なお、震度5弱以上の地震が発生した場合は、避難所担当職員は、直接避難所に直行し開設を行う。</p> <p>② <u>市（くらし安心部、教育部）は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>③ <u>市（くらし安心部、教育部）は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討することとする。</u></p> <p>④ <u>市（くらし安心部、教育部）は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めることとする。</u></p> <p>⑤ <u>市（くらし安心部、教育部）は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討することとする。</u></p>	3章 4節 第3 2 294頁	<p>第3 避難所の開設・運営</p> <p>2 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>市（福祉部、教育部、総務部、都市経営部）、自治会及び自主防災会は、市民が自主避難したとき、若しくは<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令したとき、又は市民が住家に被害を受け、居住場所を失ったとき、避難所を開設する。避難所のうち、補助避難所については、大規模な地震災害により、他の指定避難所の受入能力を超える場合又は超えると予測される場合に開設する。</p> <p>また、福祉部は福祉避難所の開設の調整を行う。</p> <p>なお、震度5弱以上の地震が発生した場合は、避難所担当職員は、直接避難所に直行し開設を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
3章 4節 第3 3 295頁	<p><u>⑥ 市（くらし安心部、教育部）は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p> <p>3 避難所の運営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運営管理</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p><u>⑧ 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>⑨ 常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に広報し、デマ等の流布防止と不安の解消に努める。</p> <p>⑩ 避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を講じ、混乱のないよう適切な処置を講じる。</p> <p>⑪ 避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な処置を講じる。</p> <p>⑫ 避難所の状況により仮設トイレを設置する。その確保が困難な場合は、県にあっせん等を依頼する。</p> <p>⑬ 仮設風呂及び洗濯機を設置する。その確保が困難な場合は、県を通じて、民間業者や自衛隊への協力要請をする。</p> <p>⑭ 必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県が実施する。</p>	3章 4節 第3 3 295頁	<p>(新設)</p> <p>3 避難所の運営</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運営管理</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑧ 常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に広報し、デマ等の流布防止と不安の解消に努める。</p> <p>⑨ 避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を講じ、混乱のないよう適切な処置を講じる。</p> <p>⑩ 避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な処置を講じる。</p> <p>⑪ 避難所の状況により仮設トイレを設置する。その確保が困難な場合は、県にあっせん等を依頼する。</p> <p>⑫ 仮設風呂及び洗濯機を設置する。その確保が困難な場合は、県を通じて、民間業者や自衛隊への協力要請をする。</p> <p>⑬ 必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県が実施する。</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
3章 4節 第3 3 296頁	<p>⑮ 避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの把握などを行う。</p> <p>⑯ <u>避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受け入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行うこととする。</u></p> <p>⑰ <u>避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u></p>	3章 4節 第3 3 296頁	<p>⑭ 避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの把握などを行う。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	
3章 4節 第3 5 296頁	<p>4 (略)</p> <p>5 <u>大規模災害時における広域避難・広域一時滞在</u></p> <p>(1) <u>県及び他市町との協議</u></p> <p>市(本部事務局)は、市内での避難者の受入れが困難な場合は、次の事項を明らかにして、市域外での避難者の受入れを県に報告の上、<u>他市町と協議する。また、県内市町のみで受入れが難しい場合は、県に他の都道府県と受入れを協議するよう求める。</u></p> <p>①～⑤ (略)</p>	3章 4節 第3 5 296頁	<p>4 (略)</p> <p>5 <u>大災害時の措置</u></p> <p>(1) <u>県への要請</u></p> <p>市(本部事務局)は、市内での避難者の受入れが困難な場合は、次の事項を明らかにして、市域外での避難者の受入れを県に<u>要請する。</u></p> <p>①～⑤ (略)</p>	
3章 5節 3 299頁	<p>第5節 住宅の確保</p> <p>3 <u>住宅の応急修理</u></p> <p>(1) 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者 <u>(半壊及び準半壊)又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(「大規模半壊」)</u>に対し、<u>そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限に必要な部分について、応急修理を実施することとする。</u></p> <p>(2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達が困難であるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼する。</p> <p>① 被害戸数 <u>(大規模半壊、半焼・半壊、準半壊)</u></p>	3章 5節 3 299頁	<p>第5節 住宅の確保</p> <p>3 <u>住宅の応急修理</u></p> <p>(1) 住宅が半壊 <u>又は半焼した者のうち</u>、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。</p> <p>(2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達が困難であるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼する。</p> <p>① 被害戸数 (_____ 半焼・半壊 _____)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
3章 6節 第1 第1 303頁	<p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第1 食料の供給 1～5 (略) 6 輸送 <u>市（応援部）は、各市町の物資輸送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。</u></p>	3章 6節 第1 第1 303頁	<p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第1 食料の供給 1～5 (略) (新設)</p>	
3章 7節 第1 2 308頁	<p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等 第1 健康対策 2 巡回栄養相談の実施 市（くらし安心部）は、巡回栄養相談について次の措置を講じる。 (1) <u>災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、県栄養士会等関係団体</u>と協力して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。 また、県は、給食施設等の巡回指導等を実施するものとされている。</p>	3章 7節 第1 2 308頁	<p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等 第1 健康対策 2 巡回栄養相談の実施 市（くらし安心部）は、巡回栄養相談について次の措置を講じる。 (1) <u>県</u>と協力して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。 また、県は、給食施設等の巡回指導等を実施するものとされている。</p>	
3章 7節 第3 1 309頁	<p>第3 感染症対策 1 感染症対策活動 (1) 感染症対策組織の設置<u>及び感染予防対策</u> 県に準じて感染症対策組織を設置し、感染症対策を推進する。 <u>ア 感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努めることとする。</u> <u>イ 市（くらし安心部）は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、関係課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>	3章 7節 第3 1 309頁	<p>第3 感染症対策 1 感染症対策活動 (1) 感染症対策組織の設置_____ 県に準じて感染症対策組織を設置し、感染症対策を推進する。 (新設) (新設)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考								
3章 8節 第1 3 313頁 3章 10節 第1 1 317頁	<p>第8節 災害時要援護者支援対策 第1 高齢者、障害者等の支援 3 避難対策</p> <p>市（福祉部）は、要援護者支援班を中心に自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、消防団の協力のもと次の対策を行う。 (1) 名簿等の活用により <u>安否確認</u>や居宅に取り残された要援護者の迅速な発見を行う。</p> <p>第10節 災害情報等の提供と相談活動 第1 災害広報 1 広報の内容</p> <table border="1" data-bbox="181 647 1088 1043"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 647 271 695">時期</th> <th data-bbox="271 647 1088 695">広報事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 695 271 1043">初期段階</td> <td data-bbox="271 695 1088 1043"> <ul style="list-style-type: none"> ○地震情報（緊急地震速報、震度・震源、余震の可能性等） ○災害対策の状況（本部の設置状況、対策の現況と予定等） ○被害状況（土砂災害箇所等） ○道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○公共交通機関の運行状況 ○ライフラインの状況（被害状況、利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次被害防止措置等） ○避難情報（<u>避難指示</u>とその理由、避難所等） ○パニック防止の呼びかけ </td> </tr> </tbody> </table>	時期	広報事項	初期段階	<ul style="list-style-type: none"> ○地震情報（緊急地震速報、震度・震源、余震の可能性等） ○災害対策の状況（本部の設置状況、対策の現況と予定等） ○被害状況（土砂災害箇所等） ○道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○公共交通機関の運行状況 ○ライフラインの状況（被害状況、利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次被害防止措置等） ○避難情報（<u>避難指示</u>とその理由、避難所等） ○パニック防止の呼びかけ 	3章 8節 第1 3 313頁 3章 10節 第1 1 317頁	<p>第8節 災害時要援護者支援対策 第1 高齢者、障害者等の支援 3 避難対策</p> <p>市（福祉部）は、要援護者支援班を中心に自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、消防団の協力のもと次の対策を行う。 (1) 名簿等の活用により _____ 居宅に取り残された要援護者の迅速な発見を行う。</p> <p>第10節 災害情報等の提供と相談活動 第1 災害広報 1 広報の内容</p> <table border="1" data-bbox="1205 647 2112 1043"> <thead> <tr> <th data-bbox="1205 647 1294 695">時期</th> <th data-bbox="1294 647 2112 695">広報事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1205 695 1294 1043">初期段階</td> <td data-bbox="1294 695 2112 1043"> <ul style="list-style-type: none"> ○地震情報（緊急地震速報、震度・震源、余震の可能性等） ○災害対策の状況（本部の設置状況、対策の現況と予定等） ○被害状況（土砂災害箇所等） ○道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○公共交通機関の運行状況 ○ライフラインの状況（被害状況、利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次被害防止措置等） ○避難情報（<u>避難勧告・指示</u>とその理由、避難所等） ○パニック防止の呼びかけ </td> </tr> </tbody> </table>	時期	広報事項	初期段階	<ul style="list-style-type: none"> ○地震情報（緊急地震速報、震度・震源、余震の可能性等） ○災害対策の状況（本部の設置状況、対策の現況と予定等） ○被害状況（土砂災害箇所等） ○道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○公共交通機関の運行状況 ○ライフラインの状況（被害状況、利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次被害防止措置等） ○避難情報（<u>避難勧告・指示</u>とその理由、避難所等） ○パニック防止の呼びかけ 	
時期	広報事項											
初期段階	<ul style="list-style-type: none"> ○地震情報（緊急地震速報、震度・震源、余震の可能性等） ○災害対策の状況（本部の設置状況、対策の現況と予定等） ○被害状況（土砂災害箇所等） ○道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○公共交通機関の運行状況 ○ライフラインの状況（被害状況、利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次被害防止措置等） ○避難情報（<u>避難指示</u>とその理由、避難所等） ○パニック防止の呼びかけ 											
時期	広報事項											
初期段階	<ul style="list-style-type: none"> ○地震情報（緊急地震速報、震度・震源、余震の可能性等） ○災害対策の状況（本部の設置状況、対策の現況と予定等） ○被害状況（土砂災害箇所等） ○道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○公共交通機関の運行状況 ○ライフラインの状況（被害状況、利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次被害防止措置等） ○避難情報（<u>避難勧告・指示</u>とその理由、避難所等） ○パニック防止の呼びかけ 											

頁	修正後	頁	現 行	備考
3章 10節 第1 4 319頁	4 報道機関への対応 (1)～(2) (略) (3) 緊急警報放送の要請 市（総務部）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合 で、多くの人命、財産を保護するため、 <u>避難指示</u> 等緊急に市民に対 し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対して、災害対 策基本法（昭和36年法律第 223号）第57条に基づいた無線局運用規 則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第 138条の2に定める緊 急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要 請をすることを県知事に依頼する。ただし、やむを得ない場合は、 放送局に直接連絡する。	3章 10節 第1 4 319頁	4 報道機関への対応 (1)～(2) (略) (3) 緊急警報放送の要請 市（総務部）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合 で、多くの人命、財産を保護するため、 <u>避難勧告</u> 等緊急に市民に対 し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対して、災害対 策基本法（昭和36年法律第 223号）第57条に基づいた無線局運用規 則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第 138条の2に定める緊 急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要 請をすることを県知事に依頼する。ただし、やむを得ない場合は、 放送局に直接連絡する。	
3章 12節 第3 2 325頁	第12節 廃棄物対策 第3 がれき処理対策 2 がれき処理の実施方法 (1)～(3) (略) <u>(4) その他</u> <u>市（建設水道部）は、災害時に、適切な管理のなされていない空</u> <u>家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、</u> <u>必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支</u> <u>障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u>	3章 12節 第3 2 325頁	第12節 廃棄物対策 第3 がれき処理対策 2 がれき処理の実施方法 (1)～(3) (略) (新設)	

頁	修正後	頁	現 行	備考
3章 14節 2 330頁	<p>第14節 災害ボランティアの要請・受入れ</p> <p>2 災害ボランティアの受入れ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害ボランティアの確保と調整 災害ボランティアセンターは、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、市（総務部）、日本赤十字社、<u>地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等</u>と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などを行うとともに、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努める。</p> <p>(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項 ボランティアの受入窓口、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項に留意する。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>市（総務部）は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。</u></p> <p>⑩ <u>感染症の拡大が懸念される状況下では、市（総務部）は、感染予防措置を徹底することとする。また、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図ることとする。</u></p> <p>(4) 市の支援 市（総務部）は、災害ボランティアセンターの開設に対し、必要に応じて公共施設等の活動場所、資機材、情報の提供を行うとともに、社会福祉協議会職員、ボランティアコーディネーター等と活動についての調整を行う。</p> <p><u>なお、県から事務の委任を受けた市（総務部）は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p>	3章 14節 2 330頁	<p>第14節 災害ボランティアの要請・受入れ</p> <p>2 災害ボランティアの受入れ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害ボランティアの確保と調整 災害ボランティアセンターは、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、市（総務部）、日本赤十字社、<u>各ボランティア団体</u>と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などを行うとともに、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努める。</p> <p>(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項 ボランティアの受入窓口、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項に留意する。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 市の支援 市（総務部）は、災害ボランティアセンターの開設に対し、必要に応じて公共施設等の活動場所、資機材、情報の提供を行うとともに、社会福祉協議会職員、ボランティアコーディネーター等と活動についての調整を行う。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

頁	修正後	頁	現 行	備考					
3章 17節 第1 1 333頁	<p>第17節 ライフラインの応急対策</p> <hr/> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 284 241 531">担当</td> <td data-bbox="241 284 353 531">関係機 関</td> <td data-bbox="353 284 1084 531"> 関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>、（一財） 兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社 NTTドコモ関西支社、NTTコミュニケーションズ株 式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式 会社 </td> </tr> </table> <hr/> <p>第1 電力の確保</p> <p>1 市</p> <p>市（本部事務局、都市経営部）は、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 被害状況等の情報収集</p> <p>関西電力<u>および関西電力送配電</u>のほか、警察署等と連携し、被害 状況等の情報収集に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 優先復旧等</p> <p>① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、<u>重要施設やその 他</u>特に必要があると認める施設については、関西電力<u>および関西 電力送配電</u>に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請する。</p> <p>② 関西電力<u>および関西電力送配電</u>から復旧用資機材置場の確保等 の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を 行う。</p> <p>③ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認 めるときは、関西電力<u>および関西電力送配電</u>に対し、送電停止を 含む適切な危険予防措置を講じるよう要請する。</p> <p>④ <u>重要施設等の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が 必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成し、 関西電力送配電に電源車等の配備を要請するよう努めることとす る。</u></p>	担当	関係機 関	関西電力株式会社、 <u>関西電力送配電株式会社</u> 、（一財） 兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社 NTTドコモ関西支社、NTTコミュニケーションズ株 式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式 会社	<p>第17節 ライフラインの応急対策</p> <hr/> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1227 284 1272 531">担当</td> <td data-bbox="1272 284 1384 531">関係機 関</td> <td data-bbox="1384 284 2110 531"> 関西電力株式会社_____、（一財） 兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社 NTTドコモ関西支社、NTTコミュニケーションズ株 式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式 会社 </td> </tr> </table> <hr/> <p>第1 電力の確保</p> <p>1 市</p> <p>市（本部事務局、都市経営部）は、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 被害状況等の情報収集</p> <p>関西電力_____のほか、警察署等と連携し、被害 状況等の情報収集に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 優先復旧等</p> <p>① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、_____ <u>特に必要があると認める施設については、関西電力_____</u> <u>_____</u>に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請する。</p> <p>② 関西電力_____から復旧用資機材置場の確保等 の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を 行う。</p> <p>③ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認 めるときは、関西電力_____に対し、送電停止を 含む適切な危険予防措置を講じるよう要請する。 (新設)</p>	担当	関係機 関	関西電力株式会社_____、（一財） 兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社 NTTドコモ関西支社、NTTコミュニケーションズ株 式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式 会社	
担当	関係機 関	関西電力株式会社、 <u>関西電力送配電株式会社</u> 、（一財） 兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社 NTTドコモ関西支社、NTTコミュニケーションズ株 式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式 会社							
担当	関係機 関	関西電力株式会社_____、（一財） 兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社 NTTドコモ関西支社、NTTコミュニケーションズ株 式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式 会社							

頁	修正後	頁	現 行	備考				
3章 17節 第1 2 333～ 334頁	<p>2 関西電力及び関西電力送配電株式会社 (1) 対策本部の設置</p> <table border="1" data-bbox="181 347 1088 411"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>関西電力送配電株式会社 兵庫支社</td> </tr> </table> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 災害時における危険予防措置 電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次災害のおそれがある場合で、関西電力および関西電力送配電が必要と認めた場合又は警察、消防機関から送電停止の要請があった場合には、送電停止を含む適切な危険防止措置を講じる。</p> <p>(6) 応急復旧用資材等の確保 応急復旧用資材等の確保は、主として次の事項について実施する。 ①～⑥ (略)</p> <p>(7) 復旧用資機材置場の確保 災害時において、復旧用資機材としての用地確保の必要があり、かつ、関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、県又は市町に要請して確保を図る。</p>	機 関 名	関西電力送配電株式会社 兵庫支社	3章 17節 第1 2 333～ 334頁	<p>2 関西電力 (1) 対策本部の設置</p> <table border="1" data-bbox="1209 347 2094 411"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>関西電力株式会社送配電カンパニー 兵庫支社</td> </tr> </table> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 災害時における危険予防措置 電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次災害のおそれがある場合で、関西電力_____が必要と認めた場合又は警察、消防機関から送電停止の要請があった場合には、送電停止を含む適切な危険防止措置を講じる。</p> <p>(6) 応急復旧用資材_の確保 応急復旧用資材_の確保は、主として次の事項について実施する。 ①～⑥ (略)</p> <p>(7) 復旧用資機材置場の確保 災害時において、復旧用資機材としての用地確保の必要があり、かつ、関西電力株式会社_____単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、県又は市町に要請して確保を図る。</p>	機 関 名	関西電力株式会社送配電カンパニー 兵庫支社	
機 関 名	関西電力送配電株式会社 兵庫支社							
機 関 名	関西電力株式会社送配電カンパニー 兵庫支社							
3章 22節 第3 353頁	<p>第2 2節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策 第3 河川 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 市（建設水道部）は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。</u></p>	3章 22節 第3 353頁	<p>第2 2節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策 第3 河川 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>					

